

徳島県選挙管理委員会告示第二十八号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百四十四条の二第十項において準用する同条第五項の規定により、令和五年四月九日執行予定の徳島県議会議員一般選挙における候補者が徳島県議会の議員の選挙におけるポスター掲示場の設置に関する条例（昭和五十七年徳島県条例第三十二号）第一条第一項のポスター掲示場に同法第百四十二条第一項第五号のポスターを掲示することができる最初の日を次のとおり定める。

令和五年三月二十日

徳島県選挙管理委員会委員長

中 田 丑 五 郎

令和五年三月三十一日